

## 特定激甚災害による住宅災害貸付けに

### 係る貸付金の利率等の特例に関する規程

平成30年12月28日全部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、特定激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害で平成28年4月14日以後に発生したもののうち、理事長が指定するものをいう。以下同じ。）により組合員が自己の用に供している住宅等が損害を受けた場合において、組合員が当該損害を事由として受けようとする住宅災害貸付け及び組合員が既に受けている住宅貸付け又は住宅災害貸付けで当該損害を受けた住宅等に係るものに関し、貸付金の利率及び償還方法等に係る公立学校共済組合貸付規程（平成30年12月28日全部改正。以下「貸付規程」という。）及び公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則（平成30年12月28日制定）の特例を定めるものとする。

(特定住宅災害貸付けの利率)

第2条 特定激甚災害による損害を貸付けの事由とする住宅災害貸付け（以下「特定住宅災害貸付け」という。）の利率は、一月につき、次の各号に掲げる期間の区分に従い、それぞれ当該各号に定める率を12で除して得た率（当該率に小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てた率。以下同じ。）とする。

- (1) 次号に掲げる期間以外の期間 第2号貸付利率（地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第13条第1項第2号の規定に基づき文部科学大臣が定める利率であって、各月の初日に適用されている率をいう。以下同じ。）から0.07パーセントを減じた率
- (2) 貸付規程第18条第1項に規定する元金猶予期間 第2号貸付利率から0.28パーセントを減じた率

(特定の既住宅貸付け等の利率)

第3条 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人で当該住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る住宅又は住宅の敷地が特定激甚災害により5分の1以上又はこれと同

程度の損害を受けた者から申出があった場合は、当該申出のあった日の属する月の翌月分から、当該住宅貸付け又は住宅災害貸付け（以下「特定の既住宅貸付け等」という。）の利率を、一月につき、それぞれ次の各号に定める率を12で除して得た率とする。

(1) 住宅貸付け 第2号貸付利率

(2) 住宅災害貸付け 第2号貸付利率から0.07パーセントを減じた率

(特定の既住宅貸付け等の未償還元金の償還猶予)

第4条 特定の既住宅貸付け等の借受人から申出があった場合は、当該申出のあった日の属する月（以下「償還猶予申出月」という。）の翌月から起算して36月を限度として、当該特定の既住宅貸付け等に係る未償還元金の償還を猶予することができる。

2 前項の規定により未償還元金の償還を猶予した場合には、償還猶予申出月の翌月分から、当該特定の既住宅貸付け等の利率を、前条に規定する利率とする。

3 第1項の規定により未償還元金の償還を猶予された特定の既住宅貸付け等の借受人は、償還猶予申出月の末日における未償還元金に係る利息について、償還猶予申出月の翌月から償還猶予終了月まで毎月償還しなければならない。

4 第1項の規定により未償還元金の償還を猶予した場合における当該猶予期間終了後の償還回数は、償還猶予申出月における残存償還回数とする。

5 第1項の規定により未償還元金の償還を猶予された特定の既住宅貸付け等の借受人に対する貸付規程第16条第1項の規定の適用については、同項中「第18条第3項」とあるのは、「第18条第3項並びに特定激甚災害による住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程（平成30年12月28日全部改正）第4条第3項」とする。

(特定の既住宅貸付け等の借受人に対する特定住宅災害貸付け)

第5条 特定の既住宅貸付け等の借受人から申込みがあった場合は、貸付規程第8条に定める貸付限度額の範囲内で、当該特定の既住宅貸付け等と併せて、特定住宅災害貸付けを行うことができる。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成30年12月28日から実施し、同年1月1日から適用する。

2 この規程の実施の際、現に全部改正前の特定激甚災害による住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程（平成28年10月31日制定。以下「改正

前の規程」という。)の規定により貸付けを受けている者の貸付金の取扱いについては、なお、従前の例による。

- 3 第2条又は第3条の規定は、改正前の規程に基づき貸し付けた貸付けの適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用する。
- 4 前項の規定により第2条又は第3条の規定を適用する場合において、同条各号の規定による利率が期間一月につき附則別表に定める率を超えるときは、附則別表に定める率とする。
- 5 前条に定めるもののほか、この規程の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

附則別表（附則第4項關係）

種 別	率
第2条第1号	0.1016%
第2条第2号	0.0833%
第3条第1号	0.1383%
第3条第2号	0.1016%